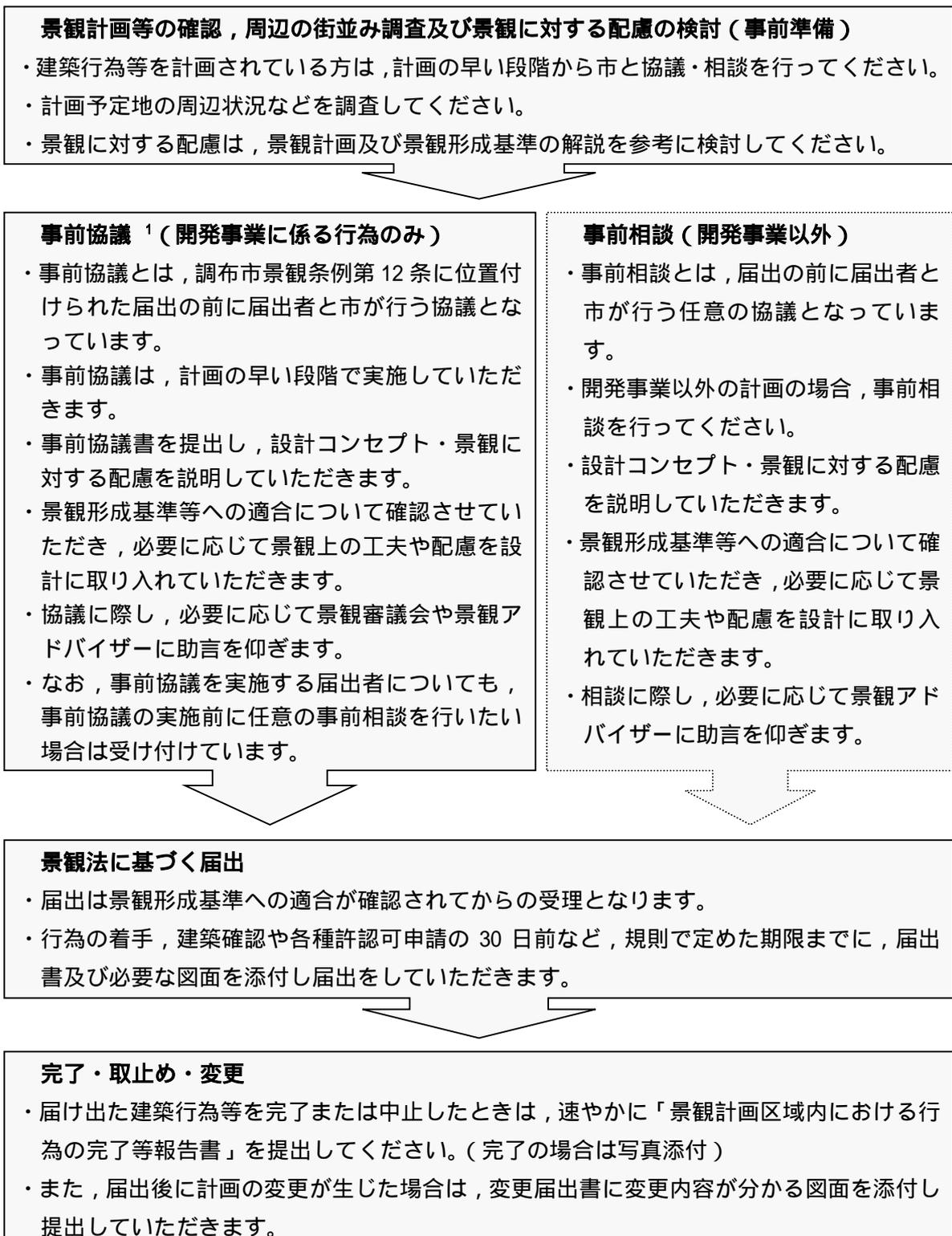


## 4.届出等の手順

### 4-1.届出等の流れと時期

#### (1)届出等の流れ



1：事前協議の対象となる行為

開発事業に係る行為
建築物の新築，増築，改築若しくは移転 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

開発事業とは，事前協議の対象となる行為のうち，次に示すいずれかに該当する規模のものとし，届出の 30 日前（「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」（以下「街づくり条例」という。）に規定する開発事業事前協議書の提出が必要な場合は，届出の 30 日前と開発事業事前協議書の提出日のいずれか早い日）までに事前協議を実施していただきます。

**開発区域の面積 500 m<sup>2</sup>以上**

**次のいずれかに該当する建築物**

**ア．高さ 10m を超える建築物（一戸建ての住宅を除く）**

**イ．階数 地上 4 階建て以上の建築物**

**ウ．延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の建築物**

また，開発事業のうち，以下に示すものは，大規模開発事業として，「街づくり条例」に規定する土地利用構想の届出と同時期に事前協議を実施していただきます。

**延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の建築物**

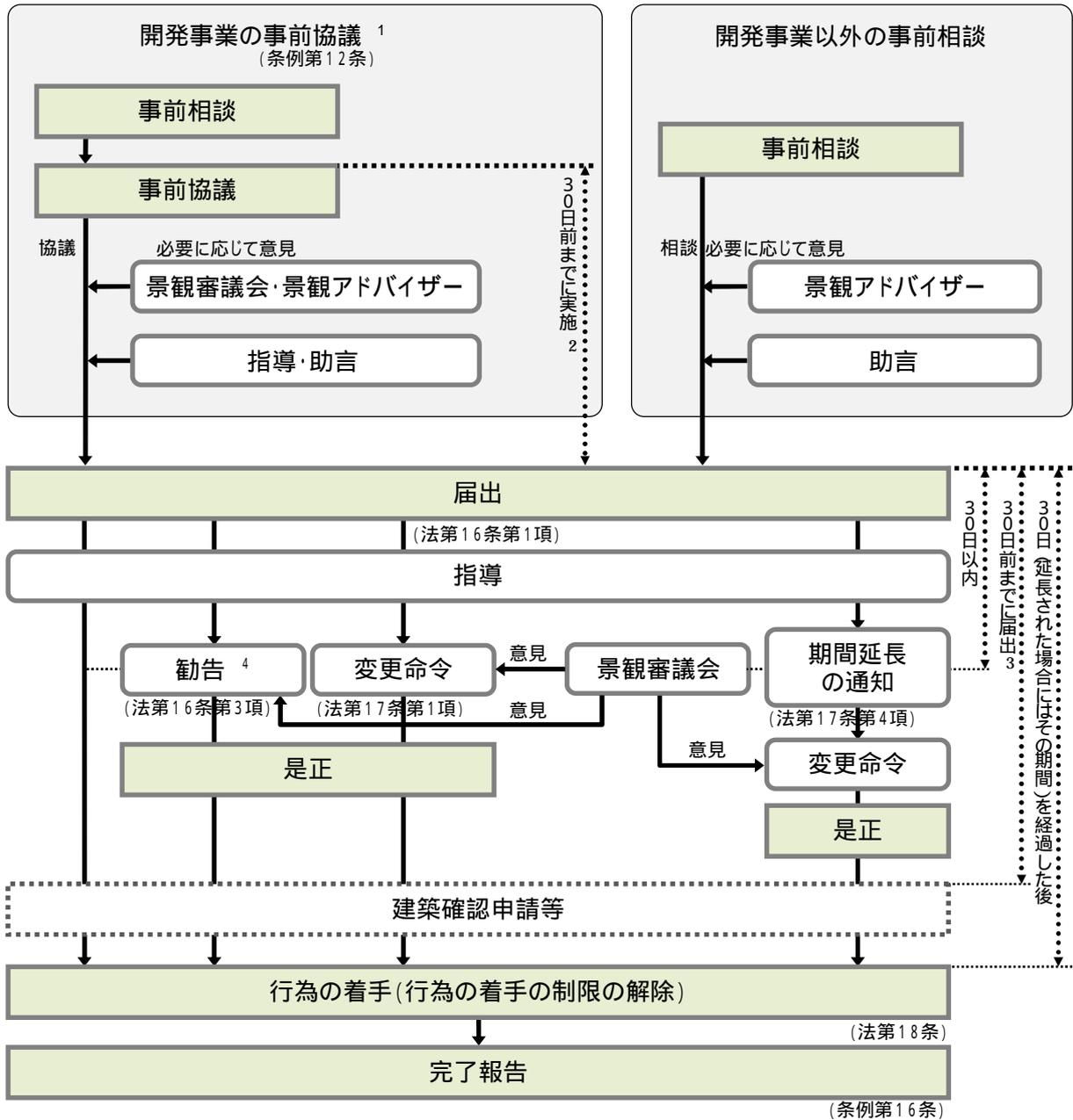
**事業施行面積<sup>2</sup> 5,000 m<sup>2</sup>以上**

**住戸数 100 戸以上の集合住宅**

2：街づくり条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める開発事業の施行面積

ただし，東京都景観条例第 20 条に基づく大規模建築物等の事前協議及び審査が行われた，「都市計画法第 12 条第 1 号第 4 号の市街地再開発事業」などの制度を活用して建築または計画される建築物等は除きます。

## 事前協議及び景観法に基づく届出のフロー



- 1: 東京都景観条例第20条に基づく大規模建築物等の事前協議及び審査が行われたものは除きます。
- 2: 事前協議の時期は、届出の30日前など、規則に定めています。
- 3: 届出の時期は、建築確認申請の30日前、特定行政庁への許可申請の30日前、環境影響評価法第15条の規定による準備書等の送付の日など、規則に定めています (p.53 参照)。
- 4: 勧告に伴う公表の措置などについては、調布市景観条例に定めています。

## (2)届出等の時期

建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

手続（主な内容の抜粋）		届出日
建築基準法	建築確認申請（第6条第1項又は第6条の2第1項）	申請の日の30日前
	構造方法の認定申請（第20条第1号）	申請の日
	特定行政庁への許可申請や認定申請（第43条第1項など）	申請の日の30日前
高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請（第17条第1項）	申請の日の30日前
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画の認定申請（第5条第1項から第3項）	申請の日の30日前

工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

手続（主な内容の抜粋）		届出日
建築基準法	工作物確認申請（第88条第1項又は第2項）	申請の日の30日前

### 開発行為

手続（主な内容の抜粋）		届出日
都市計画法	開発行為の許可申請（第29条）	申請の日
	開発行為の協議（第34条の2第1項）	協議の日

土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

手続（主な内容の抜粋）		届出日
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請（第8条第1項）	申請の日
河川法	河川区域内の土地の占用の許可申請（第24条）	申請の日

屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積

手続（主な内容の抜粋）		届出日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置の許可申請（第8条）	申請の日
	産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（第15条）	申請の日

詳細については，p.81～83の調布市景観条例施行規則 別表1をご覧ください。

## 4-2.届出等の手順と必要書類

### (1)届出等の手順

事前協議又は相談～景観法に基づく届出

#### 事前協議または相談の実施時期

- ・開発事業（p.51 参照）に該当する場合，定められた時期に事前協議を実施してください。
- ・その他の届出が必要な行為の場合は，届出を行う前（計画等の変更が可能な段階）に市へ事前相談を実施してください。

#### 事前協議等の手順

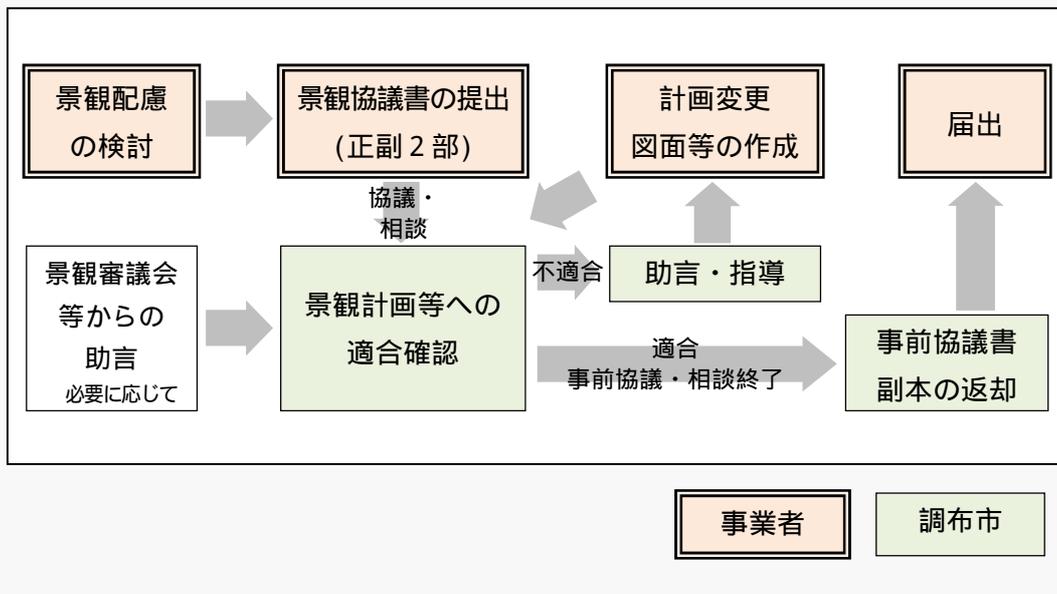
事業者は，調布市景観計画，景観形成基準の解説の内容や行為地周辺の街並み等を確認し，計画の景観に対する配慮の検討を行った上で，計画等の変更が可能な段階で，市へ「景観計画区域内における行為の事前協議書」（正副2部）及び図面等の添付図書を提出し事前協議（開発事業以外は任意の事前相談）を行ってください。

市は，事前協議（相談）を通して，景観形成基準への適合状況などを確認します。また，市は，必要に応じて，景観審議会や景観アドバイザーからの助言を受けます。

計画内容について市から指導・助言があった場合，事業者はその内容に適合するまで協議を行い，計画の変更等を行った上で図面等を提出して下さい。

計画内容が景観計画等に適合している場合「景観計画区域内における行為の事前協議書」の副本をお返しします。

なお，事前協議が完了し，届出を提出する場合，届出時に必要な添付図書のうち，事前協議時に提出した添付図書の省略が可能となる場合があります。



## 届出～行為の着手

### 届出の実施時期

- ・行為の着手，建築確認もしくは各種許認可申請の 30 日前など，規則で定めた届出日のいずれか早い日までに届け出てください。

### 届出等の手順

事業者は，規則で定めた届出日までに，市へ「景観計画区域内における行為の届出書」(正副 2 部) 及び図面等の添付図書を提出してください。

また，計画・設計を変更した場合にも，同様に市へ「景観計画区域内における行為の変更届出書」(正副 2 部) 及び図面等の添付図書を提出してください。届出は景観形成基準への適合が確認されてからの受理となります。

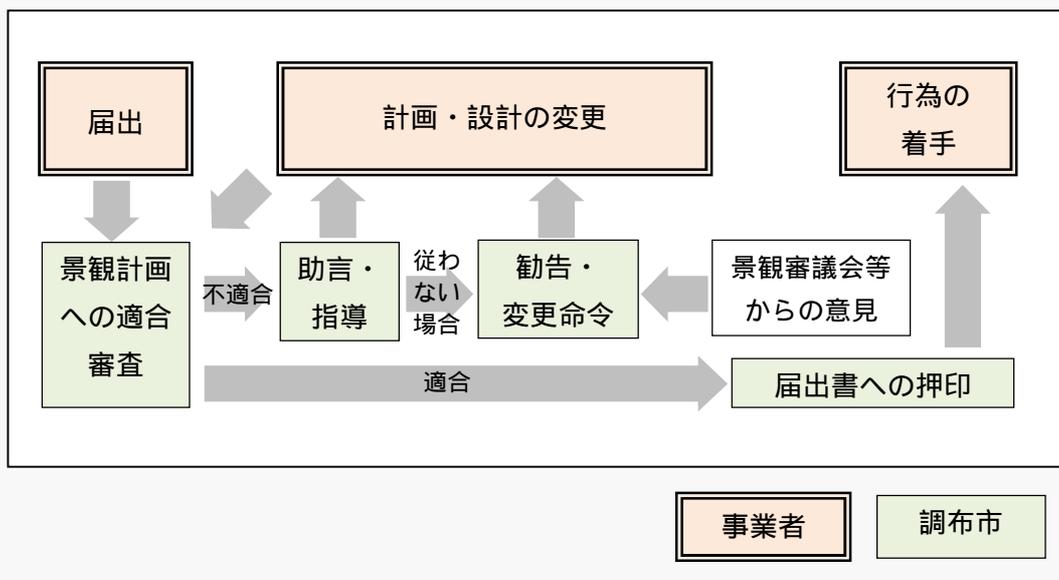
審査により届出内容が景観形成基準への適合に支障があった場合には，市は，事業者に対し指導を行います。

届出内容について市から指導があった場合，事業者はその内容に適合するよう計画変更等を行った上で，変更した図面等を提出してください。

市からの指導等に従わない場合，景観審議会の意見を聴いたうえで勧告・変更命令を行う場合があります。さらに，勧告や変更命令に従わない場合には，再度，指導等を行った上で氏名等の公表や景観法に基づく罰則が適用されます。なお，景観法の届出をしない場合にも同様に罰則が適用される場合があります。

行為の着手は，景観法の規定により行為の届出から 30 日後になります。

ただし，景観形成基準への適合状況等により，着手の制限期間が延長されることがあります。



## 行為の着手～完了報告

### 完了等報告書の提出時期

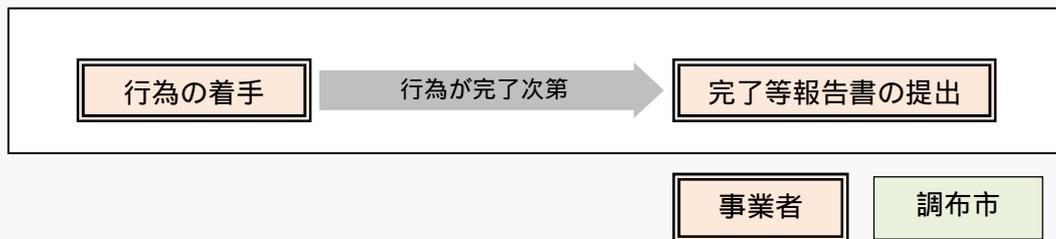
- ・行為が完了したときは、速やかに完了の報告をしてください。

### 届出等の手順

行為の完了時に、「景観計画区域内における行為の完了等報告書」(正副2部)及び竣工写真を提出してください。

行為の着手後に計画・設計内容を変更する場合、変更箇所に着手する前までに市へ「景観計画区域内における行為の変更届出書」(正副2部)及び関連する図面等の添付図書を提出してください。また、行為を取り止める場合には、取り止めることが確定した後、速やかに「景観計画区域内における行為の完了等報告書」を提出してください。

「景観計画区域内における行為の完了等報告書」の内容と現地の状況等が異なる場合には、事実確認の上、景観法に基づく罰則が適用される場合があります。



## (2)必要書類

届出書は、正本1部副本1部（必要に応じて副本の部数は増加することがあります。）を提出してください。副本は基本的に正本を全てコピーしたものとします。

添付書類は、届出書の後に、図書番号順にしてA4判のファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙には、計画名称、届出者、行為地を記載してください。

### 事前協議（相談）

<b>提出書類</b>	
・景観計画区域内における行為の事前協議書（第4号様式）	正副2部

<b>添付図書等<sup>1</sup></b>	各2部
--------------------------	-----

届出の「添付図書等」を参照

### 届出

<b>提出書類</b>	
・景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）	正副2部
・景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式） 届出内容に変更が生じた場合	正副2部

<b>添付図書等</b>	各2部
--------------	-----

図書番号	種類	明示すべき事項等	届出対象行為					
			建築物		工作物		開発行為	土石の堆積等
			建築等	色彩の変更	建設等	色彩の変更		
1	措置状況説明書	・記入例を参照のこと（p.95参照）						
2	付近見取図	・方位、道路及び目標となる交通機関、地物など ・住宅地図の写しなど周辺建築物等の高さが確認できると望ましい ・縮尺：1/2500						
3	現況図	・縮尺、方位、行為を行う区域の境界線及び区域の状況						
4	現況写真	・カラー写真とする ・行為地及び周辺の状況を示すもの、撮影位置及び方向を図示（p.59参照）						
5	計画概要書	・高さ、面積、都市計画の内容等						

：事前協議と届出の両方で必要な書類

の資料を協議書提出時に添付できない場合は、の図書とともに、主な土地利用の目的や、土地利用構想の基本事項（土地利用の方針など）、土地利用構想の概要などがわかる資料を提出して下さい。

：届出に必要な書類

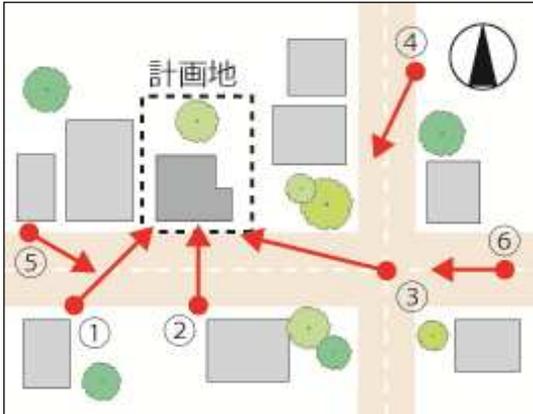
図書 番号	種類	明示すべき事項等	届出対象行為					
			建築物		工作物		開 発 行 為	土 石 の 堆 積 等
			建 築	色 彩 の 変 更	建 設	色 彩 の 変 更		
6	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の状況，建築物等の位置，外構計画等が確認できるもの</li> <li>緑化部分は着色</li> <li>縮尺：1/100</li> <li>開発行為，土石の堆積等においては，土地の高低差，施工方法，建築物の配置（予定）など</li> <li>縮尺：1/2500</li> </ul>						
7	平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階ごと</li> <li>縮尺：1/100</li> </ul>						
8	断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な2断面</li> <li>縮尺：1/100</li> <li>開発行為，土石の堆積等においては，地盤面，各部分の高さ及び勾配など（全側面）</li> </ul>						
9	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>4面以上とし，全ての立面を表示</li> <li>カラー（使用するマンセル値表示（p.59参照））</li> <li>各立面の見付面積に対する基本色等の使用面積の割合を記入（着色イメージを補完するために，使用する色見本等を添付すると協議がスムーズです）</li> <li>縮尺：1/100</li> </ul>						
10	外構立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>立面図に外構及び植栽等を記載</li> <li>カラー</li> </ul>						
11	緑化計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の種類や樹高等</li> </ul>						
12	景観シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の街並みに外観パース又は着色立面図を組み入れたもの</li> <li>カラー</li> </ul>						
13	使用する素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁や屋根に使用する素材が判断できるもの（写真，素材の見本）</li> <li>事前協議（相談）時は，素材が決まっている場合のみ</li> </ul>						
14	設計工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計から工事完了までの予定を記載</li> </ul>						

：事前協議と届出の両方で必要な書類

の資料を協議書提出時に添付できない場合は， の図書とともに，主な土地利用の目的や，土地利用構想の基本事項（土地利用の方針など），土地利用構想の概要などがわかる資料を提出して下さい。

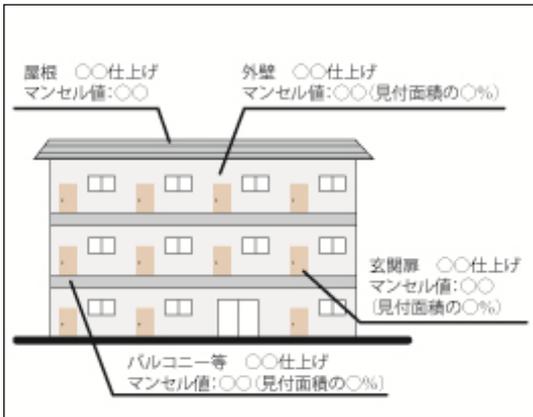
：届出に必要な書類

< 現況写真（例） >



- ・ 行為地及び周辺の状況がわかるように、複数方向から撮影してください。
- ・ 撮影位置がわかるように、撮影位置及び方向を図示してください。

< 立面図（例） >



- ・ 立面図は、着色するとともに、外壁(玄関扉、バルコニー等を含む)や屋根色に使用する色彩のマンセル値を記入してください。
- ・ 各立面の見付面積に対する基本色等の使用面積の割合を記入してください。
- ・ 着色イメージを補完するために、使用する色見本等を添付すると協議がスムーズです。

完了（行為を取止める場合）

<b>提出書類</b>	
・ 景観計画区域内における行為の完了等報告書（第 10 号様式）	正副 2 部

<b>添付図書等</b>	
・ 竣工写真：建築物の外観及び外構を写したもので、撮影位置及び方向を図示	各 2 部

国又は地方公共団体が行う行為の場合

<b>提出書類</b>	
・ 景観計画区域内における行為の通知書（第 3 号様式）	正副 2 部

<b>添付図書等</b>	各 2 部
--------------	-------

届出の「 添付図書等」を参照

## 5.用語の解説

### 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物のことで、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものなどをいいます。

### 新築

敷地内に新たに建築物を建築する行為のことで、景観法に基づく届出においては、同一敷地内に用途不可分の建築物を別に建築する場合も新築として取り扱います。

### 増築

既存の建築物に建て増しを行い、床面積を増加させる行為のことで、

### 改築

建築物の一部または全部を除去し従前と同一規模、同一構造で新しくする行為のことで、

### 移転

同一敷地内で建築物を移築する行為のことで、

### 修繕

建築物のある部分をほぼ同じ材料を用いて、同じ形状・同じ寸法でつくり替え、性質や品質を回復させる行為のことで、

### 模様替え

建築物のある部分を別の仕様を用いてつくり替え、性能や品質を回復させる行為のことで、

### 工作物

土地に定着する構造物のうち、建築物を除くもののうち、建築基準法施行令138条等に規定する工作物を対象としています。(p.32~33参照)

### 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のことで、主として建築物の建築等の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことで、

### 土地の開墾

土地を開発して農耕できる田畑にすることです。

### 土石の採取

土や石等を採取することです。

### 鉱物の掘採

金鉱、銀鉱、銅鉱等の鉱業法第3条1項に規定する鉱物を掘採することです。

#### 土地の形質の変更

土地を盛土・切土により土地の形状を変更することや，土地を他の用途に変更することです。

#### 廃棄物

ごみ，粗大ごみ，燃え殻等のことで，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物のことです。

#### 再生資源

使用済物品等のうち有用なものであって，原材料として利用することができるもの等のことで，資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源のことです。

#### 物件の堆積

屋外において行う，土石，廃棄物，再生資源，その他の物件の堆積のことです。

#### 延べ面積

建築物の各階の床面積の合計のことで，建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定（ただし書き以降は除く）する延べ面積のことです。

#### 築造面積

工作物の水平投影面積のことで，建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 5 号に規定する築造面積のことです。

#### 開発区域

開発行為をする土地の区域のことで，都市計画法第 4 条第 13 項に規定する開発区域のことです。

#### 造成面積

土地の堆積等を実施する土地の区域のことです。

#### 建築物・工作物の高さ

地盤面からの高さのことで，建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する高さのことです。（地盤面が複数存在する場合は，そのうち最も低い地盤面からの高さとします。p.39 参照）

#### 集合住宅

長屋，共同住宅，寄宿舍及び寮等のことで，住戸数が 2 戸以上の住宅のことです。

#### 行為の着手

建築物及び工作物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することになる修繕若しくは模様替えは根切り工事などの基礎工事を除く工事，色彩の変更は外観を変更する工事，開発行為は土地の形質の変更をする工事の着手日，土石の堆積等は堆積を行う日のことです。

## 6.参考資料

調布市景観条例 .....	63
調布市景観条例施行規則 .....	70
調布市景観条例施行規則届出関係様式記入例 .....	86
関係法令の確認 .....	97

平成25年 3月27日

条例第7号

## 調布市景観条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 景観計画等の策定等（第7条 第9条）

第3章 行為の規制等（第10条 第16条）

第4章 景観重要建造物等（第17条 第20条）

第5章 表彰及び支援等（第21条・第22条）

第6章 調布市景観審議会等（第23条 第33条）

第7章 雑則（第34条）

#### 附則

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川、緑豊かな国分寺崖線など、恵まれた自然の下、活力に満ちた都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景などの生活風景と相まって、自然と生活が織り成す魅力的で多彩な景観が広がるまちである。

このまちを愛する先人たちから脈々と受け継いできた景観は、市民共通の財産であり、これからもこれらの良好な景観を備えた魅力的なまちとして、将来の世代に継承していくため、まちづくりの主体者である市、市民及び事業者が、それぞれの役割と責任を自覚して、良好な景観の形成について共に語り、学ぶことにより新たな関係を築きあげていかなければならない。

こうした市、市民及び事業者の連携と協力の下、いつまでも豊かな自然と都市の利便性とが調和した調布らしい景観を愛情と誇りを持って守り、育てていくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第2条に規定する基本理念に立脚し、良好な景観の形成について市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、法に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協力し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進し、もって豊かな自然と都市の利便性とが調和したまちの発展に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者、市内の土地又は建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）について権利を有する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び市内の土地又は建築物について権利を有する法人等をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

##### （市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、こ

れを計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観の形成を推進するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公共事業を実施する場合には、良好な景観の形成の推進に関し、先導的な役割を担うよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の意識を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、他の市民及び事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を通じて積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、市民及び他の事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(東京都及び隣接区市との協議)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めたときは、その必要な限度において、東京都知事又は市の区域に隣接する区域の区市の長(以下「東京都知事等」という。)に対して協議を求めるものとする。

2 市長は、東京都知事等から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する協議をするときは、調布市景観審議会の意見を聴くことができる。

## 第2章 景観計画等の策定等

(景観基本計画の策定等)

第7条 市長は、市における良好な景観の形成を推進するための基本的な指針を明らかにした計画(以下「景観基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 前2項の規定は、景観基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、景観計画について準用する。

(景観形成重点地区等の指定等)

第9条 市長は、景観計画において、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)内に、良好な景観の形成に特に重点的に取り組む地区として、景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)を

定めることができる。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、地形、地物等の地理的条件、土地利用の状況、景観上の特性等を勘案し、良好な景観の形成の推進を図る地区として、景観形成推進地区（以下「推進地区」という。）を定めることができる。
- 3 法第8条第2項第2号に掲げる良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下「行為の制限に関する事項」という。）は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

### 第3章 行為の規制等

（届出対象行為等）

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2）屋外における土石，廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。），再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

- 3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）仮設の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（2）農業を営むために行う土地の形質の変更

（3）屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

（4）法以外の法令等の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの

（5）法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

- 4 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（2）工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（事前協議等）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する協議があったときは、景観計画に基づき、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項に規定する指導又は助言をしようとするときは、調布市景観審議会又は調布市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する協議をした者に対し、当該協議に関して必要な報告を求めることができる。

(指導)

第13条 市長は、景観計画において行為の制限に関する事項を定めたときは、当該事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該事項に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(次項、第3項及び第24条において「勧告」という。)をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為完了の報告)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

#### 第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第17条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定

(2) 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の増築等に係る許可

(3) 法第26条の規定による景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除(法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。)

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の伐採又は移植の許可
- (3) 法第34条の規定による景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告
- (4) 法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除(法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。)

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第5章 表彰及び支援等

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められた者又は団体を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰するときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴くものとする。

(支援等)

第22条 市長は、市内において良好な景観の形成に寄与すると認められた活動を行う者又は団体に対し、当該活動のために必要な支援を行い、又は当該活動に要する費用の一部を助成することができる。

第6章 調布市景観審議会等

(調布市景観審議会)

第23条 良好な景観の形成を推進するため、市長の附属機関として、調布市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 第6条第1項及び第2項に規定する協議に係る事項
- (2) 第7条第1項及び第4項の規定による景観基本計画の策定及び変更に係る事項
- (3) 第8条の規定による景観計画の策定及び変更に係る事項
- (4) 第12条第2項に規定する指導又は助言に係る事項
- (5) 勧告及び第14条第2項の規定による公表に係る事項
- (6) 法第17条第1項又は第5項に規定する必要な措置に係る事項
- (7) 第17条第1項及び第19条第1項に規定する行為に係る事項
- (8) 第21条第1項の規定による表彰に係る事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項

(組織)

- 第25条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員（以下「審議会委員」という。）10人以内をもって組織する。
- (1) 市民 2人以内
  - (2) 学識経験者 5人以内
  - (3) 市内で活動する市民団体又は関係団体が推薦する者 3人以内
- （審議会委員の任期）
- 第26条 審議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （会長）
- 第27条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、審議会委員が互選する。
  - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する審議会委員が、その職務を代理する。
- （招集）
- 第28条 審議会は、会長が招集する。
- （議事）
- 第29条 審議会の会議は、審議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- （意見の聴取等）
- 第30条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、審議会委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は審議会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- （専門部会）
- 第31条 市長は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項その他専門的事項を調査審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、第25条第2号に掲げる学識経験者である審議会委員のうちから市長が指名する審議会委員5人以内及び必要に応じて学識経験者その他専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する者2人以内をもって組織する。
  - 3 前項に規定する審議会委員及び市長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 専門部会に部会長を置く。
  - 5 部会長は、部会委員が互選する。
  - 6 部会長は、部務を掌理する。
  - 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会委員が、その職務を代理する。
  - 8 専門部会は、部会長が招集する。
  - 9 専門部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 10 専門部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
  - 11 専門部会は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項については、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
  - 12 部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、部会委員以外の

者を専門部会に出席させ，その意見を聴き，又は部会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第32条 審議会の庶務は，都市整備部において処理する。

（調布市景観アドバイザー）

第33条 市長は，良好な景観の形成を推進するため，調布市景観アドバイザーを置くことができる。

#### 第7章 雑則

（委任）

第34条 この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成25年4月規則第58号で，同25年6月1日から施行。ただし第12条の規定を除く。）

（経過措置）

2 この条例の施行の際，現に策定されている景観基本計画は，この条例の規定により策定された景観基本計画とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日以後にこの条例の規定により最初に市が策定する景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は，東京都が策定している景観計画（市の区域に係る部分に限る。）を市が策定する景観計画とみなす。

4 施行日前に東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第10条第1項の規定により東京都知事に対してされた届出（市の区域に係るものに限る。）は，第10条第1項の規定により市長に対してされた届出とみなす。

## 調布市規則第59号

### 調布市景観条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び調布市景観条例（平成25年調布市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、省令及び条例の例による。

#### (景観基本計画の変更に係る軽微な変更)

第3条 条例第7条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

#### (景観計画の変更に係る軽微な変更)

第4条 条例第8条第2項において準用する条例第7条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

#### (届出書及び添付書類等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、別表第1左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表中欄に掲げる手続に相当する手続に係る同表右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合には、当該手続のうち最初に到来する届出日）までに行わなければならない。
- 3 第1項に規定する届出書には、省令第1条第2項に規定する図書のほか、景観計画で定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する措置の状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 省令第1条第2項第1号ニに掲げる立面図にあつては、建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数の立面図で、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとす
- 5 条例第10条第2項各号に掲げる行為に係る届出は、次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、第1号及び第3号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
  - (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - (3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、市長は、第3項に規定する書類及び前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めたときは、これを省略させることができる。

（変更の届出書）

第6条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（適用除外）

第7条 条例第10条第3項第4号に規定する規則で定める行為は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第24条に規定する許可を要する行為とする。

2 条例第10条第3項第5号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げる工作物とする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「基準令」という。）第138条第1項各号、第2項各号並びに第3項第1号及び第2号に規定する工作物
- (2) 墓園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設であるものに限る。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第10条第3項第5号に規定する規則で定める規模は、別表第2左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表中欄に掲げる景観計画に定められた地区及び地域の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第8条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（2以上の地区及び地域にわたる場合の取扱い）

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域（以下「届出区域」という。）が次の各号に掲げる地区及び景観計画区域のうち当該地区以外の区域（以下「一般地域」という。）の2以上にわたる場合は、当該届出における当該土地は、その全域が当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地区にあるものとみなす。

- (1) 当該土地に重点地区（深大寺通り周辺地区に限る。）が含まれる場合 当該重点地区

(2) 当該土地に重点地区が含まれる場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該重点地区

(3) 当該土地に推進地区が含まれる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 推進地区

2 届出区域が各重点地区（深大寺通り周辺地区又は国分寺崖線地区をいう。以下同じ。）、各推進地区（水、道、駅又は農の推進地区をいう。以下同じ。）及び一般地域の2以上にわたる場合は、当該土地に含まれる各重点地区、各推進地区及び一般地域の全ての景観形成の方針及び基準（景観計画に定める景観形成の方針及び基準をいう。）を当該土地の全域に適用する。

（事前協議）

第10条 条例第12条第1項に規定する届出をしようとする者のうち、同項の規定による協議を行わなければならないものは、次の各号に掲げる行為をしようとする者とする。

(1) 開発区域（都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。）の面積が500平方メートル以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。）

(2) 次のいずれかに該当する建築物の新築、増築、改築又は移転  
ア 基準令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ（建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合における当該建築物の高さの算定の際の地盤面は、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さのうち、最も低いものにおける水平面とする。以下「建築物の高さ」という。）が10メートルを超える建築物（一戸建ての住宅を除く。）

イ 階数（基準令第2条第1項第8号に掲げる階数をいう。）が地上4階建て以上の建築物

ウ 基準令第2条第1項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が1,500平方メートル以上の建築物

2 条例第12条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議書（第4号様式）を提出して行わなければならない。

3 前項の事前協議書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日及び法第16条第1項又は第2項の規定による届出の日の30日前とのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年調布市条例第18号。以下「街づくり条例」という。）第30条第1項各号に掲げる開発事業のいずれかを行おうとする場合街づくり条例第30条第2項の規定による土地利用構想の届出の日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 街づくり条例第21条第1項に規定する開発事業事前協議書を提出する日

4 第2項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（勧告）

第11条 法第16条第3項の規定による勧告（次条において「勧告」という。）は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

（公表）

第12条 条例第14条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について掲示場への掲示その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかった旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条第3項に規定する意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるときは、当該機会を与える者に対し、公表通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（変更命令及び原状回復等命令）

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（第7号様

式)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第8号様式)により行うものとする。

(期間の延長)

第14条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第9号様式)により行うものとする。

(行為完了の報告)

第15条 条例第16条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の完了等報告書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該報告書に係る行為が完了した後の状況を示す写真

(2) 撮影位置及び方向を図示した図面

(景観重要建造物の指定の提案)

第16条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書(第11号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観重要建造物の非指定の通知)

第17条 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第18条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第13号様式)に縮尺2,500分の1以上の省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

第19条 条例第17条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定又は解除の年月日

(3) 景観重要建造物の名称

(4) 景観重要建造物の所在地

- (5) 指定の理由となった外観の特徴又は解除の理由
- (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲  
(景観重要建造物の標識)

第20条 法第21条第2項に規定する標識には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定の年月日
- (3) 景観重要建造物の名称

2 市長は、法第21条第2項に規定する標識を設置するときは、あらかじめ景観重要建造物の所有者と当該標識の設置場所について協議のうえ、公衆の見やすい場所に当該標識を設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第21条 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の増築等に係る許可の申請は、当該増築等に着手しようとする日の60日前までに景観重要建造物現状変更許可申請書(第14号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し、許可をしたときは景観重要建造物現状変更許可通知書(第15号様式)により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書(第16号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第22条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書(第17号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 条例第18条第4号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書（第18号様式）により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（第19号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（第20号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第26条 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（第21号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観重要樹木の非指定の通知)

第27条 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書（第22号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第28条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（第23号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第29条 条例第19条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定又は解除の年月日

(3) 景観重要樹木の樹種

(4) 景観重要樹木の所在地

(5) 指定の理由となった樹容の特徴又は解除の理由

(景観重要樹木の標識)

第30条 法第30条第2項に規定する標識には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定の年月日
- (3) 景観重要樹木の樹種

2 市長は、法第30条第2項に規定する標識を設置するときは、あらかじめ景観重要樹木の所有者と当該標識の設置場所について協議のうえ、公衆の見やすい場所に当該標識を設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請等)

第31条 法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の伐採又は移植の許可の申請は、当該伐採又は移植に着手しようとする日の60日前までに景観重要樹木現状変更許可申請書(第24号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し、許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可通知書(第25号様式)により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(第26号様式)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等命令)

第32条 法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(第27号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第33条 条例第20条第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第34条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第28号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第29号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第35条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第30号様式)により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第36条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(第31号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観協定)

第37条 法第81条第4項及び法第90条第1項に規定する認可(以下「協定認可」という。)の申請は、景観協定認可申請書(第32号様式)に次に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

(1) 景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面

(3) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類

(4) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、協定認可をしたときは景観協定認可通知書(第33号様式)により、協定認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(景観協定変更認可申請等)

第38条 法第84条第1項に規定する認可（以下「変更認可」という。）の申請は、景観協定変更認可申請書（第34号様式）に前条第1項各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

2 市長は、変更認可をしたときは景観協定変更認可通知書（第35号様式）により、変更認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（景観協定廃止認可申請等）

第39条 法第88条第1項に規定する認可（以下「廃止認可」という。）の申請は、景観協定廃止認可申請書（第36号様式）に土地所有者等の過半数が廃止に合意していることを証する書類を添付して、行わなければならない。

2 市長は、廃止認可をしたときは景観協定廃止認可通知書（第37号様式）により、廃止認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（審議会の公開）

第40条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、会長が必要と認めたときは、これを非公開とすることができる。

（審議会の議事録）

第41条 会長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 審議会の議事録は、公開する。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

（準用）

第42条 前2条の規定は、条例第31条第1項に規定する専門部会について準用する。この場合において、第40条ただし書、前条第1項及び同条第2項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（公印）

第43条 審議会の公印の名称、書体、寸法、材質、用途、個数及びひな型は、別表第3に定めるところによる。

2 前項に規定する公印は，都市整備部都市計画課長が管守する。  
(雑則)

第44条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月20日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は，平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の調布市景観条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条から第7条まで及び第9条の規定は，この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の届出に係るものについて適用し，同日前の届出に係るものについては，なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず，改正後の規則第5条から第7条まで及び第9条の規定は，この規則による改正前の調布市景観条例施行規則第8条に規定する行為に該当する行為で，改正後の規則第7条に規定する行為に該当しないものの届出に係るものにあつては，施行日において，改正後の規則第5条第2項に規定する届出日の期限(以下「届出期限」という。)が経過していないものについて適用し，届出期限が経過しているものについては，なお従前の例による。

4 調布市景観条例(平成25年調布市条例第7号)第12条第1項の規定により事前協議を行う際，改正後の規則第10条第3項の規定により事前協議を行わなければならないとされた期限が施行日において既に経過している場合にあつては，同項の規定にかかわらず，届出期限前に事前協議を行うものとする。

附 則（平成26年6月10日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月29日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月14日規則第89号）

この規則は、平成27年10月15日から施行する。

別表第1（第5条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第20条第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
		第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
		第68条の26第3項又は第6項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	環境影響評価法（平成9年法律第81号）	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日	
行為の着手		着手する日の30日前	
法第16条第1項第2号の工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
		第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物又は基準令第138条第1項第5号に	申請の日

		掲げる擁壁（以下「特定擁壁」という。）に係るものに限る。）	
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）		第8条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請（特定擁壁に係るものに限る。）	申請の日
		第11条の規定による宅地造成に関する工事の協議（特定擁壁に係るものに限る。）	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第10条第2項第1号の土地の開墾，土石の採取，鉦物の掘採その他の土地の形質の変更	鉦業法（昭和25年法律第289号）	第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条第2項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日
	宅地造成等規制法	第8条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請	申請の日
		第11条の規定による宅地造成に関する工事の協議	協議の日
	河川法（昭和39年法律第167号）	第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
		第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
		第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
		第55条第1項の規定に	申請の日

		よる河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	
	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	第15条の2第1項の規定による農用地区域内の開発行為の許可の申請	申請の日
	環境影響評価法	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例	第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
		第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第10条第2項第2号の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
		第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前

別表第2略

別表第3略

様式略

平成〇〇年 6月 1日

調布市長 宛

届出者(事業主) 住所 調布市〇〇町5-6-7  
氏名 〇〇不動産株式会社 ⑩  
(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

景観計画区域内における行為の届出書

景観法第16条第1項の規定により届け出ます。

※ 調布市受付欄

注

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 調布市景観条例施行規則第5条第3項に規定する書類等を添付してください。
- 3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が景観法第16条第7項各号に該当することとなるもの以外は、第2号様式により変更の届出をしてください。
- 4 行為の完了後、速やかに第10号様式に竣工<sup>しゅん</sup>写真等を添付し、完了の報告をしてください。

1 行為の場所	地名地番	調布市〇〇町1丁目23番4号			
	地域の別	<input checked="" type="checkbox"/> <u>国分寺崖線</u> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> (水・ <u>道</u> ・駅・農) の景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 一般地域			
2 届出対象行為の種類、設計又は施行方法	届出対象行為	届出対象行為の内容			
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替え)・色彩の変更		
		用途	高さ	階数	
			共同住宅	15.0 m	5 階
		敷地面積	延べ面積		
			2050.00 m <sup>2</sup>	1750.00 m <sup>2</sup>	
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相(2.5Y)／明度(7.0)／彩度(2.0) ※使用する外壁基本色を記入します。		
		強調色	色相(2.5Y)／明度(9.0)／彩度(1.5) ※外壁基本色の範囲外の強調色を使用する場合に、記入します。		
		アクセント色	色相(2.5Y)／明度(3.0)／彩度(1.5) ※外壁基本色の範囲外のアクセント色を使用する場合に、記入します。		
		屋根色	色相(10YR)／明度(4.0)／彩度(2.0) ※景観形成重点地区で勾配屋根を設ける場合、使用する屋根色を記入します。		
	取得する許可等の根拠法令の名称				
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替え)・色彩の変更			
	用途	築造面積又は行為区域面積 m <sup>2</sup>			
	高さ	工作物の新築等を行う場合は、この欄を使用して下さい。			
	外観色彩のマンセル値	外観基本色 色相( )／明度( )／彩度( )			
		取得する許可等の根拠法令の名称			
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積	構築する施設			
	のり面	開発行為を行う場合は、この欄を使用して下さい。	長さ m		
		取得する許可等の根拠法令の名称			

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (条例第10条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積	構築する施設	
	のり面	土石の堆積等を行う場合は、この欄を使用して下さい。	
		m	長さ
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第10条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積	構築する施設	
	のり面	土石の堆積等を行う場合は、この欄を使用して下さい。	
		m <sup>2</sup>	の長さ
取得する許可等の根拠法令の名称			
3 行為の期間			
着手予定日 平成〇〇年 10月 1日			
完了予定日 平成〇〇年 3月 31日			
4 景観に関する情報の提供	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 説明会 ( 2 回 ) <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	情報提供を行った日又は期間は期間	平成〇〇年 5月15日～ 平成〇〇年 5月20日	人数 150人
	使用した図書	配置図、平面図、立面図、断面図、完成パース ※説明会で使用した図書を記入します。	
	出された意見及びそれに対する措置	※説明会で出された意見とそれに対する措置を、具体的に記入して下さい。	
5 連絡先(設計者)	住所・氏名	調布市小島町2-35-1 株式会社 調布設計 代表取締役 調布 太郎 担当 企画部設計課 たづくり ※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、また担当者名を記入します。	
6 備考			

平成〇〇年12月 1日

調布市長 宛

届出者（事業主）住所 調布市〇〇町5-6-7

氏名 〇〇不動産株式会社 ⑩

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

※ 調布市受付欄

注

- 1 ※欄には，記入しないでください。
- 2 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

1 景観計画区域内における行為の届出書 受付番号		平成〇〇年 6月 1日 第 1234567号	
2 行為 の場所	地名地番	調布市〇〇町1丁目23番4号	
	地域の別	<input checked="" type="checkbox"/> <u>国分寺崖線</u> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> (水・道・駅・農) の景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 一般地域 ※2以上の地域にまたがる場合、全て記入し該当地区に <b>チェックを入れます。</b>	
3 設計又は施行方法 の変更の概要		変更前	変更後
		<b>外壁基本色</b> 2.5Y/7.0/2.0	<b>外壁基本色</b> 2.5Y/6.5/1.5
4 変更理由		<b>タイルメーカーの決定に伴い、周辺の街並みにより調和するよう、外壁の色を少し暗くする計画とした。</b>	

平成〇〇年 4月 1日

調布市長 宛

協議者（事業主）住所 調布市〇〇町5-6-7

氏名 〇〇不動産株式会社 ⑩

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

景観計画区域内における行為の事前協議書

調布市景観条例第12条第1項の規定により次のとおり協議します。

※ 調布市受付欄

注 ※欄には，記入しないでください。

1 行為の場所	地名地番	調布市〇〇町1丁目23番4号			
	地域の別	<input checked="" type="checkbox"/> <u>国分寺崖線</u> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> (水・ <u>道</u> ・駅・農)の景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 一般地域 <b>※2以上の地域にまたがる場合、全て記入し該当地区にチェックを入れます。</b>			
2 協議対象行為の種類等	協議対象行為	協議対象行為の内容			
	(1) 開発区域の面積が500㎡以上の開発行為(調布市景観条例施行規則第10条第1項第1号)	開発区域の面積	構築する施設		
		のり面及	開発行為を行う場合は、この欄を使用して下さい。		
		土地利用構想の届出日又は開発事業事前協議書の提出日			
	(2) 建築物の高さが10mを超える建築物、階数が地上4階建て以上の建築物又は延べ面積が1,500㎡以上の建築(調布市景観条例施行規則第10条第1項2号)	区分	新築・増築・改築・移転		
		用途	高さ	階数	
敷地面積		延べ面積			
戸数(住戸数100戸以上の集合住宅の場合のみ記入)					
土地利用構想の届出日又は開発事業事前協議書の提出日		平成〇〇年 4月 1日			
3 行為の期間	着手予定日	平成〇〇年	10月	1日	
	完了予定日	平成〇〇年	3月	31日	
4 連絡先(設計者)	住所・氏名	調布市小島町2-35-1 株式会社 調布設計 代表取締役 調布 太郎 担当 企画部設計課 たづくり <b>※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、また担当者名を記入します。</b>			
5 備考					

平成〇〇年 3月16日

完了後に提出  
してください

調布市長 宛

報告者（事業主）住所 調布市〇〇町5-6-7

氏名 〇〇不動産株式会社 ⑩

（法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名）

景観計画区域内における行為の完了等報告書

調布市景観条例第16条の規定により報告します。

※ 調布市受付欄

注

- 1 ※欄には，記入しないでください。
- 2 竣工<sup>しゅん</sup>写真等を添付してください。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		平成〇〇年 6月 1日 第 1234567号
2 行為の場所	地名地番	調布市〇〇町1丁目23番4号
	地域の別	<input checked="" type="checkbox"/> <u>国分寺崖線</u> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> (水・ <u>道</u> ・駅・農) の景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 一般地域 <b>※ 2以上の地域にまたがる場合、全て記入し当該地区にチェックを入れます。</b>
3 行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等	<u>新築</u> ・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替え)・色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替え)・色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積	
4 完了年月日	平成〇〇年 3月 15日	

国分寺崖線景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の新築等）

※措置状況説明書は、行為の種類（建築物、工作物、開発行為）と地域（2つの景観形成重点地区と4つの推進地区、一般地域）によって、様式が異なります。適合する様式を選んで使用して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方	
<b>記載欄</b>	計画敷地は国分寺崖線の低地側に位置し、周辺は閑静な低層住宅地が広がっているため、近隣家屋に配慮した配置とすると共に、周辺建築物と調和した色彩の建物を計画しました。また、生産緑地や住宅地の植栽により、多くの緑に囲まれているため、それらの緑の景観が連続するよう、緑に囲まれた建物を計画し、景観を損なわない様に計画しました。 ※景観形成に関する考え方や、各景観形成基準への適合について、コンセプトや計画内容を、詳しく具体的に説明します。
(1) 配置	
<b>記載欄</b>	国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。 建物の周囲には大きな木が多く立っているため、既存樹木を利用できる様、周囲の樹木と連続する植栽計画が出来るように建物を配置しました。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、配置の観点から具体的に説明します。
<b>記載欄</b>	壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 計画建物は周辺住宅に対し規模が大きいため、住宅地の壁面位置に連続させるのではなく、車路等を設け隣地との離れを確保し、周辺の街並みに配慮し、敷地中心に建物を配置する計画としました。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、建物配置の観点から具体的に説明します。
<b>記載欄</b>	敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 敷地北側には高さ20m程の高木があるため、これらの樹木と連続するよう、植栽計画をするとともに、南側道路から、これらの樹木が望めるよう建物配置を工夫し眺望を意識した計画としました。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、配置の観点から具体的に説明します。
(2) 高さ・規模	
<b>記載欄</b>	高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 周辺建築物群のスカイラインとの調和を図るため、東西側の建物高さを段々と低く計画するとともに、敷地北側の高木より高くないように、建物の高さを15mで計画しました。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、建物高さや規模の観点から具体的に説明します。
<b>記載欄</b>	周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。 建物南側道路からの見え方に配慮し、建物手前に樹木を植えるとともに、建物自体が目立つことがない様、高さを抑えた計画とした。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、眺望点を設定し、建物高さや規模の観点から具体的に説明します。
(3) 形態・意匠・色彩	
<b>記載欄</b>	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 周辺建物は、低層の勾配屋根を設けた住宅が多く、緑豊かであるため、シンプルな平面形状で東西側の建物高さを段々と低く計画するとともに、勾配屋根を採用することで、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る計画としました。 ※景観形成基準に、どのように適合させたのか、形態・意匠の観点から具体的に説明します。

<p>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>通りからよく見える南側はアースカラーのタイルを用い、下部と上部で色を分け外壁に表情を与えるとともに、飾り柱によりアクセントを設け、長大な壁面と見えないよう配慮しました。また南側はバルコニー面であることから、バルコニーにはガラス手すりを設け透明感による、圧迫感の軽減を図りました。</p> <p>北側は廊下側となるため、エレベーターや階段の凹凸感を色の変化によって強調し、長大な壁面と見えないよう配慮するとともに、既存樹木や植樹により壁面を隠す効果を狙いました。また、廊下手摺の一部にガラスを設け、樹木の写り込みや軽快感を図る計画としました。</p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、形態・意匠・色彩の観点から具体的に説明します。</p>
<p>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、形態・意匠・色彩の観点から具体的に説明して下さい。</p>
<p>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、形態・意匠・色彩の観点から具体的に説明して下さい。</p>
<p>色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>周辺建物はアースカラーのYR、Y系が多いことから、計画建物はアースカラーのY系タイルを採用し、一部、飾り柱に明度の高い強調色を用いることでアクセントを設ける計画としました。また、周辺の緑と調和する様に、彩度を低く抑えた計画としました。</p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、色彩の観点から具体的に説明します。</p>
<p>(4) 公開空地・外構・緑化等</p>
<p>国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>建物の周囲には大きな木が多く立っているため、既存樹木を利用できる様、周囲の樹木と連続する植栽計画が出来るように、建物北側にオープンスペースとして庭園を設けました。</p> <p>また、周辺の生産緑地との連続性を持たせるため、敷地外周部に植栽帯を設け、景観を損なわない様に計画しました。</p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、空地・外構の観点から具体的に説明します。</p>
<p>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、外構・緑化の観点から具体的に説明して下さい。</p>
<p>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、緑化の観点から具体的に説明して下さい。</p>
<p>敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※敷地内に湧水などの水辺がある場合は、景観形成基準に適合させて下さい。</p>
<p>夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、外構の観点から具体的に説明して下さい。</p>
<p>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</p> <p><b>記載欄</b></p> <p>※景観形成基準に、どのように適合させたのか、外構の観点から具体的に説明して下さい。</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

※特に景観に配慮した事項があれば記入して下さい。

関係法令の確認

届出等にあたり，関係法令の確認先は以下のとおりです。

関係法令	関係機関
高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	調布市都市整備部建築指導課
東京都環境影響評価条例	東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
環境影響評価法	
鉱業法	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課
森林法	東京都森林事務所（保安林内の立木の伐採等の許可の申請）
宅地造成等規制法	東京都多摩建築指導事務所開発指導2課
河川法（野川，仙川，入間川）	東京都北多摩南部建設事務所
河川法（多摩川）	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
砂利採取法及び採石法	東京都商工部地域産業振興課
東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都多摩環境事務所自然環境課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課
屋外広告物条例	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

登録番号  
(刊行物番号)

2013-259

## 調布市景観計画 届出の手引き

発行日 平成26年2月

発行 調布市

編集 都市整備部 都市計画課 景観係  
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1  
TEL 042-481-7746